

一般社団法人日本左官会議定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本左官会議（英語表記では、The Sakan Plastering Council of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、左官技能の向上および左官文化の普及に関する活動を行い、国民の健康や生活環境の向上に貢献することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 左官に関する講演会・イベント・研修会の企画及び運営
- (2) 左官に関する情報の提供
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人は次の各種会員によって構成され、このうちの正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的と事業に賛同し入会した個人で、社員総会において正会員として認められた者
- (2) 顧問会員 高い技能をもって長年左官職人の模範となってこられた職人個人及び他業種の左官支援者個人の中で、正会員が顧問（相談役）として迎える方々
- (3) 名誉会員 長年左官界に貢献した個人であって、正会員が名誉会員として迎える方々
- (4) 準会員 この法人の目的と事業に賛同し入会した左官職人個人
- (5) 支援会員 この法人の事業を支援するために入会した個人
- (6) 賛助会員 この法人の目的と事業に賛同し支援する団体または個人で、代表理事が賛助会員と認められた者

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、会員に関する規程において別に定めるところにより申し込む。

2 正会員は、社員総会において審査し、その可否を決定し、これを本人に通知することとする。

3 賛助会員は、代表理事がその可否を決定し、これを本人に通知することとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、会員に関する規程において別に定める入会金及び年会費を納入しなくてはならない。

(退会)

第8条 会員は、会員に関する規程において別に定めるところにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損しまたは目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入を1年以上おこなわなかったとき
- (2) 社員総会の特別決議で承認されたとき
- (3) 当該会員が死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の既定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要があるときに開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第21条 この法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって日本左官会議議長とする。

3 理事のうちから、副議長、総務理事及び事務局長を若干名定めることができる。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 日本左官会議議長、副議長、総務理事及び事務局長は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、この法人の業務を執行する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産計算書及びその附属明細書
- (4) 財産目録
 - 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び正味財産計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第31条 この法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(剰余財産)

第32条 この法人はが清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。